

柳川市競争入札参加者資格審査について（柳川市外・コンサル関係）

柳川市が発注する業務委託（測量及び建設コンサルタント等）について、競争入札に参加を希望する方は、次の **1 受付期間** から **11 提出書類** の要領により競争入札参加資格申請書を提出してください。

提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご留意ください。

記

1 受付期間

平成29年6月1日(木) から 平成29年6月30日(金) まで

※ ただし、市の休日を除く。

2 受付時間

午前の部 9時00分 から 12時00分 まで

午後の部 1時30分 から 4時30分 まで

3 提出書類

1式

※ 詳細は、8ページを参照。

※ 業者カード（測量・コン）を提出する場合は、業者カード中段にある「国等に登録している業務及び部門」について国等の登録を必要とする。ただし、漏水調査を除く。

※ 工事に関する業務でないもの（水道メーター検針、水道施設運営業務、埋蔵文化財調査等）は受け付けない。

※ 「建設工事」と併せて申請は出来ない。

4 受付場所

柳川市役所 柳川庁舎 3階 第2会議室

※ 提出方法は、持参のみとする。

5 資格の有効期間

平成29年9月1日 から 平成30年8月31日までの1年間

6 問い合わせ先

柳川市役所 総務課 契約検査係

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1

電話番号 0944-77-8415（直通）

FAX番号 0944-74-1374

7 申請者の資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4^{*1}第1項の規定に該当する者
- ② 建設業法第2条第1項の建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ③ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- ④ 国税、都道府県税及び市町村税を完納していない者
- ⑤ 建設工事については、次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 上記各号に掲げるもののほか、競争入札に参加しようとする個人又は法人が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、競争入札に参加することができない。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 当該個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）が暴力団員となっているとき。
- ③ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- ④ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結したとき。
- ⑤ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- ⑦ 当該個人又は法人の役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- ⑧ 当該個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(参考)

* 1 地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

◇ 柳川市では、柳川市政治倫理条例が制定されていますので、同条例の趣旨をご理解いただき、同条例に違反することがないよう注意してください。

なお、同条例の遵守を担保するため、同条例に抵触していない旨を誓約する誓約書兼同意書の提出を求めています。

柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号）

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政発展に寄与することを目的とする。

（市の工事等に関する遵守事項）

第16条 市長等及び議員の配偶者並びに2親等以内又は同居の親族（以下この条において「配偶者等」という。）は、法²第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市及び法²第221条第3項に規定する法人との請負契約を辞退して、市民に対し疑惑の念を生じさせるようなことがあってはならない。

2 配偶者等の一般物品納入契約については、前項の規定を準用する。

3 配偶者等が無限責任社員、取締役若しくはこれらに準ずべき者となっている会社その他の法人の請負契約及び一般物品納入契約については、前2項の規定を準用する。

（注） * 2・・・地方自治法

8 提出書類の記入要領

【用語】

○ 委任とは

本申請書要領及び申請書中の委任または年間委任とは、入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結、代金の請求及び受領等の権限を、本店代表者（社長等）から代理人（支店長、営業所長等）に委ねることをいう。

【各様式】

（1）参加資格審査申請書（様式①－1、①－2、①－3）

申請書の申請者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は印鑑登録したもの（以下「実印」という。）を使用すること。法人の場合は会社の実印、個人の場合は事業主の実印とする。

（2）技術者経歴書（様式④）

- ① 自社で雇用している全ての技術者について記入すること。
- ② 任意様式でも可。ただし、国土交通省の様式④にある記載事項を含み、その様式の記載要領に準じていること。
- ③ 技術士法に基づく技術士については、技術部門及び選択科目を記載すること（技術士補及びRCCM（一般社団法人 建設コンサルタント協会登録）については技術部門又は専門技術部門を記載）。

（3）営業所一覧表（様式③）

任意様式でも可。ただし、国土交通省の様式③にある記載事項を含み、その様式の記載要領に準じていること。

（4）測量等実績調書

- ① 業種ごとに作成すること。
- ② 様式については、国土交通省が求める測量等実績調書に準じていれば可とする。
- ③ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの実績が記入されていること。

（5）登記簿謄本又は身分証明書 ※平成29年4月1日以降の発行に限る。

法人の場合は登記簿謄本（履歴事項の全部証明書）、個人の場合は本籍地の市区町村で発行する身分証明書を提出すること。

（6）登録証明書等

- ① 法令の規定により国土交通省等の登録等を必要とする者は、証明書を提出すること。
- ② 証明書は平成29年6月1日現在有効のもので、平成29年4月1日以降に発行されたもの。なお、登録等更新中のものは、更新手続き済みであることが確認できる書類（更新申請書等で受付印のあるもの）を提出すること。

- ③ 証明書が発行されない場合は登録通知書等の写しを添付すること。
- ④ 証明書が発行される業種であっても、**通知書の発行日が平成29年4月1日以降のものであれば、通知書でも可**とする。
- ⑤ 平成29年6月1日現在有効な土壤汚染対策法第31条に基づく環境大臣の指定、ダイオキシン類請負調査の受注資格審査等を受けている者は、通知書の写しを添付すること。

(7) 財務諸表

財務諸表は、申請者が法人である場合は審査基準日（平成29年1月1日）の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

(8) 納税証明書「未納の税額（滞納）がないことの証明」※平成29年4月1日以降の発行に限る。

別表（7ページ）に記載するイからニの中から該当する欄を選び、該当欄に記載している**「未納の税額（滞納）がないことの証明」**を提出すること。

また、都道府県税又は市町村税の「未納の税額（滞納）がないことの証明」について発行未対応とする自治体にあっては、[]内に記載する納税証明書又は非課税証明書を提出すること。ただし、この場合の納税証明書は未納（滞納）となっていないものに限る。

(9) 使用印鑑届（様式第1号）

- ① **2部提出することとし、1部のみ繕り込むこと。**
- ② 使用印鑑届の申請者は本社の代表者とし、押印する印鑑は実印を使用すること。法人の場合は会社の実印、個人の場合は事業主の実印とし、実印欄にも押印すること。
- ③ 使用印欄には、入札、契約等に実際に使用する印鑑を押印すること。
- ④ 代理人を置いた場合（支店長等に年間委任する場合）の使用印は、委任状の受任者印と同一であること。

(10) 印鑑証明書

- ① **平成29年4月1日以降に発行されたものであること。**
- ② 印鑑証明書は写しでも可とするが、印影が明確に判読できるもの、拡大・縮小コピーをしていないものに限る。その場合もA4版にて提出すること。

(11) 年間委任状

- ① 入札参加資格の有効期間を通して、入札、見積、契約締結、代金の請求及び受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長、営業所長、出張所長等）に委任する場合は、委任状を提出すること。
- ② 委任状は様式自由とするが委任条項に留意すること。

(12) 誓約書兼同意書（様式第2号） ※ 様式が両面印刷されたものを提出すること。

誓約書兼同意書の内容及び裏面の関係法令を熟読のうえ、記名押印すること。

誓約書兼同意書に記載する代表者氏名は、本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。法人の場合は会社の実印とし、個人の場合は事業主の実印とする。

(13) 業者カード（様式第3号又は様式第3号の2） ※ 様式が両面印刷されたものを提出すること。

- ① 指定様式に黒インクで明瞭に記載し、他の書類と一緒に綴らず、別に提出すること。
- ② **測量、土木関係建設関係コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、不動産鑑定、漏水調査または環境調査（計量証明等）**は、業者カード（測量・コン）を作成して提出すること。
- ③ **業者カード（測量・コン）を提出する者は、業者カード中段にある「国等に登録している業務及び部門」について国等の登録を必要とする。**ただし、漏水調査を除く。
- ④ **業者カード（測量・コン）を提出する者が登録する業務及び部門は、国等に登録しているものを登録するものとする。**ただし、漏水調査を除く。
- ⑤ **建築関係コンサルタント関係は、業者カード（建築コン）を作成して提出すること。**
- ⑥ 技術者の数は技術者経歴書に記載した状況を記入すること。
- ⑦ 完了業務実績は、直前（決算日）2ヶ年の業務経験のうち完了した国内の官公庁発注に係る業務を優先（規模等は自由）して記入する。
- ⑧ 業者カードは指名選定の資料として用いるため、柳川市において受注を希望する業務の形態及び金額等を十分考慮の上記入すること。

(14) 資格審査結果通知書（様式第4号）

商号又は名称、「登録した業種区分」の欄^{*3}に申請する業種区分を記入すること。また、日付は空欄とすること。

（注）*3 記載している番号欄に注意すること（例えば「地質調査」を申請した場合は（3）の右欄に記入することになるので、様式下部の業種区分を確認すること）。

9 資格審査申請後に変更が生じた場合

入札参加資格申請書提出後に申請書の事項に変更が生じたときは、変更届を提出すること。
様式は、国土交通省様式等とし、変更内容を証明する書類の写しを添付すること。

変更届出事項	添付書類
1 住所	① 法人の住所、商号又は名称及び代表者名の変更の場合 ⇒商業登記簿の謄本の写し
2 商号又は名称	② 個人の住所及び氏名の変更の場合 ⇒住所の場合、住民票の写し
3 電話番号等	③ 氏名の場合、戸籍謄本の写し
4 代表者の氏名	
5 許可の状況	
6 支店等の名称	
7 支店等の所在地	
8 支店等の電話番号等	

10 その他

- ① 「建設工事」と「測量及び建設コンサルタント等」の両方の申請はできない。
- ② 資格審査結果通知書は、9月初旬に発送の予定。

別表

イ 法人が、年間委任をしない申請に必要な「未納の税額がないことの証明」

- ① 本店の「法人税と消費税及地方消費税」(その3の3)
- ② 本店の 都道府県税 ※未対応の場合【法人都道府県民税、法人事業税】
- ③ 本店の 市町村税 ※未対応の場合【法人市町村民税、固定資産税】

ロ 法人が、支店等に年間委任する申請に必要な「未納の税額がないことの証明」

- ① 本店の「法人税と消費税及地方消費税」(その3の3)
- ② 本店の 都道府県税 ※未対応の場合【法人都道府県民税、法人事業税】
- ③ 本店の 市町村税 ※未対応の場合【法人市町村民税、固定資産税】
- ④ 支店等の 都道府県税 ※未対応の場合【法人都道府県民税、法人事業税】
- ⑤ 支店等の 市町村税 ※未対応の場合【法人市町村民税、固定資産税】

ハ 個人が、年間委任をしない申請に必要な「未納の税額がないことの証明」

- ① 個人の「申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税」(その3の2)
- ② 個人の 都道府県税 ※未対応の場合【都道府県民税、個人事業税】
- ③ 個人の 市町村税 ※未対応の場合【市町村民税、固定資産税、国保税(料)】

ニ 個人が、支店等に年間委任する申請に必要な「未納の税額がないことの証明」

- ① 個人の「申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税」(その3の2)
- ② 個人の 都道府県税 ※未対応の場合【都道府県民税、個人事業税】
- ③ 個人の 市町村税 ※未対応の場合【市町村民税、固定資産税、国保税(料)】
- ④ 個人の支店等に係る 都道府県税 ※未対応の場合【都道府県民税、個人事業税】
- ⑤ 個人の支店等に係る 市町村税 ※未対応の場合【市町村民税、固定資産税】

11 提出書類 (記入に際しては、4ページ **8 提出書類の記入要領** を参照下さい。)

- (1) 繰じ順を厳守し、ホッチキス止め又は綴じ紐等にて提出すること (ファイル綴じ不要)。
- (2) 業者カード等の綴じ込まないものは、ダブルクリップ等を用いて提出すること。
- (3) **内容を説明できる者が持参すること。郵送による申請は受け付けない。**
- (4) 記載事項に虚偽の申請があった場合、資格を取り消す。
- (5) 資格審査結果通知書は、9月初旬に発送の予定。
- (6) 国土交通省の様式としているものは、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領 (昭和45年建設省厚第50号) 第4に規定する様式とする。

継じ順	提出書類	複写	様式及び記載事項
1	参加資格審査申請書 (様式①-1、①-2、①-3)	×	
2	技術者経歴書 (様式④)	○	国土交通省の様式
3	営業所一覧表 (様式③)	○	
4	測量等実績調書	○	任意様式可
5	登記簿謄本又は身分証明書	○	法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は身分証明書 (一般社団法人又は一般財団法人の場合は、定款を併せて提出) ※平成29年4月1日以降に発行されたもの
6	登録証明書等	○	建築コンについては、本社登録の場合は本社の登録証明書を、支店等に委任する場合は本社及び委任先の登録証明書を添付すること。
7	財務諸表	○	財務諸表は、申請者が法人である場合は審査基準日 (平成29年1月1日) の直前1年の各事業 (営業) 年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は審査基準日の直前1年の各事業 (営業) 年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
8	納税証明書「未納の税額 (滞納) がないことの証明」	○	別表 (7ページ) のとおり ※平成29年4月1日以降に発行されたもの
9	使用印鑑届	×	様式第1号 ※2部提出のうち1部を綴じる。
10	印鑑証明書	○	※平成29年4月1日以降に発行されたもの
11	年間委任状	×	支店等に年間委任する場合で、委任期間は入札参加資格の有効期間 (様式自由とするが委任条項に留意のこと)
12	誓約書兼同意書	×	様式第2号
綴じ込まないもの	使用印鑑届	×	様式第1号 ※2部提出のうち残り1部
	業者カード	○	様式第3号又は様式第3号の2 ※様式第3号は、国等の登録分のみの登録 (漏水調査を除く)
	資格審査結果通知書	○	様式第4号
	返信用封筒	/	長形3号封筒に、結果通知書の送付先を記入し、82円の返信用切手を貼付すること。また封筒の、のりしろには両面式テープを張ること。

※ ○は可とするもの。×は不可とするもの。